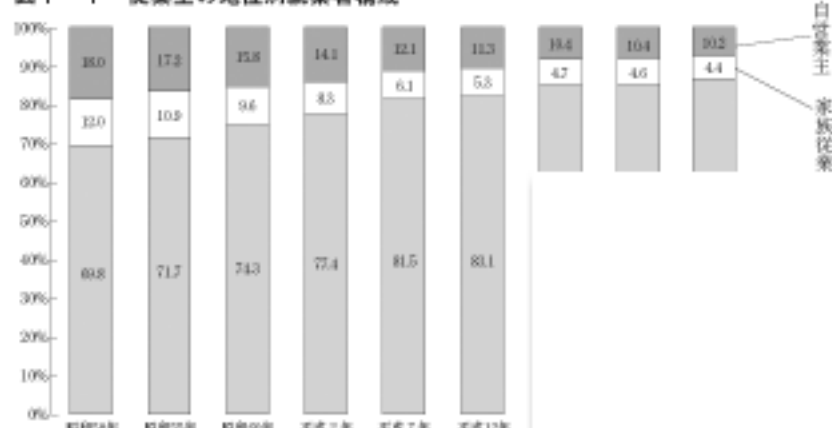


1 賃金とは何か

働いて収入を得ている人達のうち、会社などに雇われて賃金収入を得ている人達の数とその割合（雇用者比率）は年々増加しており、現在は5,393万人、84.8%となっています（図1-1）。

図1-1 従業上の地位別就業者構成



※資料 総務省統計局「労働力調査」

この章では、この5,400万人弱の労働者にということを考えてみることにします。

労働基準法では、第11条において「賃金、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価を支払うすべてのものをいう。」と規定されて

つまり、使用者が労働の対価として労働者とされており、これが法的な性格としての賃

1 はじめに

我が国の賃金の現状についてみる前に、対象となる賃金の内容を理解する必要があります。

それには賃金の構成を図2-1のように理解するのがよいでしょう。

図2-1 賃金の構成



まず、**広義の賃金 = A**とは、労働の対価としての賃金と、FRINGE BENEFIT（準賃金 = 付加的給付） = Cの2つから構成されます。

次に、労働の対価としての賃金 = **(狭義の)賃金**（現金給与総額） = Bは、毎月きまって支給する賃金（**定期給与**） = Dと、特別に支給する賃金（**特別給与**、賞与など） = Eの2つから構成されます。

毎月きまって支給する賃金とは、労働協約・就業規則・賃金規則などで前もって算定方法が決まっている賃金のことです。定期給与ともいいます。臨時給与はそれ以外のものことです。

毎月きまって支給する賃金は、さらに**所定内賃金**（**所定内給与**） =